

【建設業 経営者対象】



『雇用管理の リスクマネジメント』

～職場のパワーハラスメントを学ぶ～

快適な職場づくりに向けて自社の**トップメッセージ**を作成！

8月19日 水

13:30～16:30 (受付 13:00～)

会場：ウインクあいち 愛知県産業労働センター 1005会議室
愛知県名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

職場のパワーハラスメントについて

講師 安江 美和子 氏

社会保険労務士、産業カウンセラー、CDA(キャリアコンサルタント)

安田 真浪 氏

トータルプロデューサー



講演内容

1. **パワーハラスメントの定義を知る**：2020年からパワハラ防止措置が義務化、中小企業は2022年4月から適用される。その内容を理解し、対策の重要性を把握する。
2. **パワハラ行為類型**：6つの行為類型とその実例を理解する。
3. **パワハラで生じるリスク**：損害賠償を請求される根拠と裁判事例を知る。
4. **パワハラ傾向チェック**：パワハラの加害者度を自己診断する。
5. **パワハラを予防するために**：個人として行うこと、会社としての対応を知る。
6. **パワハラ体験**：実際のパワハラを体験する。
7. **トップメッセージ**：義務者としての「トップメッセージ」を定める

募集期限 **8/12(水)**

定員 **10名**

参加費 **22,000** 円/名(税込)

コロナ対策 希望者にはフェイスシールドご用意

イベントの目的

2020年6月に職場のパワーハラスメント対策が法制化(労働施策総合推進法の改正)され、パワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**になりました。(2022年4月から中小企業も適用)

このセミナーは、職場における**パワーハラスメント**についての基本理解と、風通しが良く働きやすい「**快適な職場づくり**」となるために、経営者は義務者として何をすべきか、その方針を固め、社員への「**トップメッセージ**」を定めて頂くことを目的としています。

講師は、中小企業から大手企業までパワーハラスメントの講演実績11年の実績を持つ社会保険労務士の安江美和子氏です。この研修は、経営者のみなさまがパワハラに向き合うなかで、自分の方針の柱を再確認し、それを社員に伝え浸透させるためにはどうすれば良いかを理解することもねらいとしています。

参加申込書

お申込は切り取らず A4 のまま FAX でお送りください。 FAX : **052-228-9624** (トライアングル・トラスト行)

企業名			
住所	〒		
連絡先	TEL :	FAX :	
E-Mail			
参加者 1	所属 :	役職 :	氏名 : ()フェイスシールド希望
参加者 2	所属 :	役職 :	氏名 : ()フェイスシールド希望

主催：株式会社トライアングル・トラスト ～採用支援・定着支援・育成支援の課題解決コンサルティング～

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 1 丁目 7-6 丸の内 Terrace803 TEL 0120-706-008 MAIL info@triangle-trust.jp

※お申し込み確認後ご連絡させていただきます。申し込み頂きました個人情報、お問合せや案内文書の送付、返信、本人確認のために使用させていただきます。